

## ○ スケジュール

### I R推進法の成立・I R推進本部の設置

12月 6日衆議院可決（内閣委員会にて附帯決議）

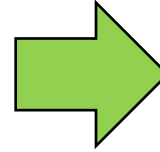
12月14日参議院原案・修正案可決（内閣委員会にて附帯決議）

12月15日衆議院修正案可決

12月26日統合型リゾート（IR）推進法※ 公布・施行

3月24日IR推進本部設置

※特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号）

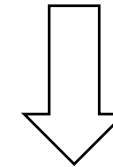


### I R推進本部・I R推進会議

4月 4日 IR推進本部会合（第一回）

4月 6日 IR推進会議（第一回）

IR推進会議に  
おける検討



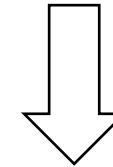
主な論点

- ・我が国が目指すべきI Rの在り方（日本型I R）
- ・I R区域の認定制度の在り方
- ・カジノ規制の在り方
- ・カジノ管理委員会の組織の在り方
- ・納付金・入場料等の在り方 等

夏頃

大枠とりまとめ

更に国民的な議論



必要な法制上の措置

（IR推進法第5条：「施行後一年以内を目途として講じなければならない」）

## ○ 第1回推進本部（4月4日）における本部長（安倍総理大臣）発言概要

「日本型 I R」は、

- （1）家族連れで楽しめるエンターテインメント施設や、国際会議場・展示場等を一体的に運営し、また、日本の伝統・文化・芸術を生かしたコンテンツを導入することで、国際競争力の高い滞在型観光を実現。
- （2）シンガポールのような大規模な民間投資が行われ、大きな経済効果・雇用創出効果をもたらす。あわせて、I Rを訪れる旅行客が全国各地を訪問できるようにし、全国で経済効果をもたらす。
- （3）カジノ収益を幅広い公益目的に還元することにより、国民の幅広い理解を得る。
- （4）クリーンなカジノを実現するため、世界最高水準のカジノ規制を導入するとともに、それを的確に執行するための体制を整備。
- （5）依存症やマネー・ローンダリング、青少年への影響等、I Rについての様々な懸念に万全の対策を講じる。

これらを通じ、クリーンなカジノを含んだ、魅力ある「日本型 I R」を創り上げたい。

## ○ 特定複合観光施設区域整備推進会議における主な検討事項（案）（第2回推進会議：5月10日）

### （1）特定複合観光施設の制度：国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光の実現

- 「日本型IR」の要素
- 特定複合観光施設の構成施設の種類・要件の考え方（中核施設の種類・機能、中核施設の要件）
- 設置・運営の一体性の原則（事業主体の一体性の原則、地理的一体性の原則）
- 特定複合観光施設と区域との対応関係
- 認定制度（認定・申請主体、認定手続、認定の考慮要素、認定区域数の上限）

第2回推進会議  
（5月10日）に審議

- 設置・運営を行う事業者への監督（国・都道府県等との関係の整理 等）

### （2）カジノ規制：世界最高水準の規制の導入

- 参入規制：免許制、審査対象・要件 等
- カジノ施設・機器の規制
- カジノ事業活動の規制
- 懸念への対応

### （3）カジノ管理委員会：規制の的確な執行のための体制整備

- カジノ管理委員会の位置づけ
- 委員の構成
- 委員会の機能・権限（カジノ事業者等に対する調査権限、監督処分 等）

第3回以降の  
推進会議で審議

### （4）カジノの財政制度：幅広い公益目的への還元

- 納付金（納付金の水準、財源の使途の考え方）

### （5）刑法の賭博に関する法制との整合性

# 第2回 特定複合観光施設区域整備推進会議の主なポイント

※第2回特定複合観光施設区域整備推進会議(H29.5.10)の資料から作成

## 特定複合観光施設

特定複合観光施設を構成すべき中核施設の機能・種類については、カジノ施設に加え、

- a. MICE誘致に当たり、日本の国際競争力の向上が図られる機能を有する施設（国際会議場・展示場等）
- b. 我が国の伝統、文化、芸術、技術などの魅力をショーケースとして強力に発信する機能を有する施設（劇場、博物館、美術館その他のレクリエーション施設、レストラン、ショッピングモール等）
- c. ショーケースで触れた日本の魅力を実際に現地で体験するため、各地へ観光客を送り出す機能を有する施設（国内旅行の提案・アレンジ施設等）
- d. 国際競争力のある滞在型観光拠点として、宿泊需要に対応し、かつ、宿泊需要を生み出す機能を有する施設（ホテル等）

※これら全てが一体となっている施設で、各構成施設が国際競争力を有するとともに、全国的な見地からも我が国を代表する施設として経済効果を生み出すもの

## 構成施設、一体性の原則、施設と区域の対応関係

○一体として構成すべき中核施設の種類・要件 ⇒上記のとおり

○施設の設置・運営の一体性の原則

①IR事業主体の一体性・・・経営責任の明確化、事業内の収益還元の実現化等のため一体性が確保された事業者（SPC等）が経営

②IR施設の地理的一体性・・・各施設の相互連携相乗効果の最大化を図る観点から一群となった単一の区画に集約して設置

○施設と区域の対応関係

区域とはIR施設が設置される単一の区画（施設の敷地の範囲と同一） ※複数地域での分散設置は想定していない模様

## 区域認定制度

1 国の区域認定（主務大臣）・・・主務大臣は観光振興を所掌する国土交通大臣

2 区域認定の申請主体・・・認定申請の主体は都道府県を基本としつつ、政令指定都市も含める

3 事業者選定と区域認定の先後関係・・・①地方公共団体が事業者を選定し、事業者の提案に基づき区域に関する具体的な事業計画を作成

②地方公共団体が区域、事業者、事業計画に加えて、懸念事項への対応、周辺インフラ整

備や周

辺環境対策等の地方公共団体の施策を含む区域に係る整備計画を策定し、国に申請

③国は日本型IRに相応しいと認めた整備計画に係る

整備計画: 区域、事業者、事業計画等  
※策定にあたっては、IR事業者の選定、  
地域の合意形成、議会の議決などの  
プロセスが必要

4 区域の認定に当たって考慮すべき要素等・・・国際的・全国的な見地から効果の高いものを国が認定

5 区域認定数の上限・・・国際競争力、ギャンブル等依存症予防等の観点から当初の区域数の上限を検討

# 国の検討事項等に係る視点等

## 【効果を最大限発揮できる制度設計】

- 特定複合観光施設の種類・要件
- 夢洲が広大な用地を有している視点
- 事業者の適格性審査 など

## 【納付金・入場料】

- あり方  
国際競争力確保の視点
- 使 途  
地域の実情に応じた効果的な還元の実現の視点

## 【懸念事項に関する事項】